原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合(第925回) 島根原子力発電所2号炉に関する指摘内容

<技術的能力:可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルート>

- 土石流発生時における海水注水への切り替え等の対応について、煩雑とならないよう な判断基準を検討すること。
- 鉄塔周辺の斜面の安定性評価について、「可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルート」の斜面関係の審査にて詳細に説明すること。

<第5条:津波による損傷の防止>

(指摘6「漂流物荷重の設定方針」)

- 外海に面する津波防護施設の設計方針について、論理と根拠を踏まえ、津波防護施設 に考慮する対象漂流物及び津波防護施設の設計余裕の確保の考え方を説明すること。
- 輪谷湾内に面する津波防護施設の設計方針について、論理・論拠を踏まえ、以下の事項を説明すること。また、考慮した不確かさ等を明確に説明すること。
 - ・不確かさ等を踏まえた対象漂流物の選定プロセス
 - ・対象漂流物の選定プロセスを踏まえた設計の基本条件とする漁船と不確かさ等を考慮した場合に設計条件とする漁船を説明すること。また、各々の漁船に対する設計において、設計余裕の確保の考え方を説明すること。なお、不確かさ等を考慮した場合に選定する漁船については、漂流物調査結果を踏まえ設定すること。

(浸水防止設備のうち機器・配管系の基準地震動 Ss に対する許容限界)

○ 浸水防止設備に属する機器・配管系のうち隔離弁、ポンプ及び配管系に対して、従来からの耐震Sクラス設備と同様の設計用地震力、荷重の組合せ、許容限界等を適用した耐震設計を行う方針について、必要に応じて設置変更許可申請書に反映するとともに、詳細設計段階において耐震設計の基本方針として明確に説明すること。

以上